

## 住所異動届受付臨時窓口開設に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民部戸籍住民課の行う住所異動届受付臨時窓口（以下「臨時窓口」という。）の開設に関し、必要な事項を定めるものとする。

(取扱う届出)

第2条 臨時窓口で取り扱う住所異動の届出は、転入届とする。

(開設場所)

第3条 臨時窓口は、函館市内に存する大学、短期大学等のうち、設置を希望する大学、短期大学等において開設する。

(開設時期)

第4条 臨時窓口の開設時期は、新入生入学後、設置を希望する大学、短期大学等と協議のうえ、決定する。

(受付対象者)

第5条 転入届の受付対象者は、函館市に転入をした学生等とする。

(届出の受理)

第6条 臨時窓口においては、転入届と転出証明書の記載内容を審査し、これを受理する。新住所、転入した年月日等について確認がとれない場合にあっては、その転入届を受領し、確認がとれしだい改めて届出人に正確な住所等を連絡したうえ、受理するものとする。

(従事職員)

第7条 届出の受け付けは、市民部戸籍住民課の職員が行う。

附 則

この要領は、平成12年4月28日から施行する。